

台東区障害者地域自立支援協議会設置要綱

（設 置）

第1条 台東区に居住する障害児者が豊かに暮らすことのできる地域づくりを推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、台東区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 障害児者が適切にサービスを利用するための課題への対応策に関すること。
- （2） 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- （3） 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- （4） その他必要な事項に関すること。

（構成委員）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から次年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第5条 協議会に委員長をおき、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し主宰する。
- 3 委員長は、協議会の会議において必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第6条 第2条の事項を検討するため、協議会に専門部会を設置する。

- 2 前項の専門部会は、別表2のとおりとする。
- 3 専門部会は、検討結果を協議会へ報告する。

(協議会等の公開)

第7条 協議会及び専門部会並びに会議録及び会議に係る資料（以下これらを「会議録等」という。）は公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数をもって議決したときは、会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付することができる。

(検討結果の報告)

第8条 協議会は、検討結果を台東区障害者福祉施策推進協議会へ報告する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、会議及びこの活動を通じて知りえた個人情報について、取り扱いに十分留意する。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1

選出区分等機関
学識経験者
ハローワーク職員
指定相談支援事業所職員
障害福祉サービス事業所職員
台東区職員
児童関連機関職員
当事者

別表 2

相談支援部会
就労部会
くらしの部会